

令和2年第3回白石町議会臨時会会議録

会議月日 令和2年5月1日（金）（第1日目）

場 所 白石町役場議場

開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 友田香将雄 | 9番 | 吉岡英允 |
| 2番 | 重富邦夫 | 10番 | 片渕彰 |
| 3番 | 中村秀子 | 11番 | 草場祥則 |
| 4番 | 定松弘介 | 12番 | 井崎好信 |
| 5番 | 川崎一平 | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 前田弘次郎 | 14番 | 西山清則 |
| 7番 | 溝口誠 | 15番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 大串武次 | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町 長 | 田島健一 | 総務課長 | 千布一夫 |
| 企画財政課長 | 小池武敏 | 総合戦略課長 | 木須英喜 |
| 税務課長 | 久原浩文 | 住民課長 | 川崎直 |
| 保健福祉課長 | 坂本博樹 | 長寿社会課長 | 武富健 |
| 生活環境課長 | 片渕徹 | 商工観光課長 | 吉村大樹 |
| 学校教育課長 | 吉岡正博 | | |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 小柳八束 |
| 議事係長 | 中原賢一 |
| 議事係書記 | 緒方千鶴子 |

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番 井 崎 好 信 13番 内 野 さよ子

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

| | | |
|-------|---------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議案上程（提案理由の説明） | |
| 日程第4 | 議案第18号 | 専決処分の承認について（白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第5 | 議案第19号 | 専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について） |
| 日程第6 | 議案第20号 | 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第7 | 議案第21号 | 専決処分の承認について（令和元年度白石町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第8 | 議案第22号 | 専決処分の承認について（令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第9 | 議案第23号 | 専決処分の承認について（令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第4号）） |
| 日程第10 | 議案第24号 | 白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第25号 | 令和2年度白石町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第26号 | 令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第14 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の決定について） |

9時30分 開会

（議長挨拶）

○片渕栄二郎議長

開会の前に一言申し上げます。

まずもって新型コロナウイルスの感染により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染闘病されている方にお見舞い申し上げます。

また、医療従事者ほか、保健所などの関係各機関の献身的な活動に対し深甚なる敬意を表します。

先の3月議会においては、執行部に感染防止に全力を傾注していただくよう一般質問を中止いたしました。また4月15日には議員各位の意向を受けて議長名で、町長に対し感染予防と併せ、町民の皆様への経済的な支援要請も致したところです。

先の見通せない見えない敵との闘いと言われてはいますが、議会といたしましても、今後も十分な感染予防対策の実施と、多大なる経済的な打撃を受けられている町民の皆様への速やかな支援対応ができるよう、執行部とともに努めて参る所存でございます。

また新型コロナウイルスの感染拡大により、全都道府県に緊急事態宣言が出されている中での臨時議会の開催ですので、考えられる感染防止策を講じて参りますので、議員並びに執行部の協力を合わせてお願いします。

結びに、一日も早い感染拡大の終息と普段の日常が戻りますよう、心から願う次第であります。

○片渕栄二郎議長

全員、起立。

(全員起立確認後)

一同 礼、おはようございます。

着席。

只今から、令和2年第3回白石町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。

地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

ただしクラスター対策として、説明員は、審議議案ごとの出席とします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、「井崎好信」議員、「内野さよ子」議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じます。

これにご意義ありませんか。

(「異議なし」を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、本臨時会は本日の1日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から、議案が提出されています。

これは、皆様に配布しています一覧表の通りです。

| | |
|------|----|
| 専決処分 | 6件 |
| 条例関係 | 1件 |
| 補正予算 | 2件 |

以上9件の議案を一括して議題とします。

只今 上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和2年第3回白石町議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

その前に、先の3月定例議会から今日までの、「新型コロナウイルスの感染」につきましての白石町をはじめとした周りを取り巻く環境、の変容につきまして説明したいと思います。

1月に日本で初めて感染者が確認された後、3月に入って九州各県でも確認されました。このようなことから、3月定例議会につきましては、3月3日に開会されましたが、これまでに例がない対応、すなわち一般質問をなくしての令和2年度予算の成立、をいただいたところであります。

佐賀県では、3月13日に感染者の1例目が確認され、昨日までに41例の感染者が確認されております。

この中で、40例目の感染者として、一昨日、白石町に居住の方が確認されたところでもあります。

今後は、拡大しないように、さらに「町民の皆様への注意喚起」を強めてまいる所存であります。

全国で、佐賀県でも厳しい状況下であることから、国や県においては、施策が緊急に提案、審議がなされ、所要の手当てがなされているところでもあります。

白石町におきましても、時機を得た対応をすべく、臨時会を開会していただいたところでもあります。

まず、専決処分案件が6件ございます。

議案第18号「専決処分の承認について（白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例について）」は、組織機構の見直しに伴い審議会庶務の所管変更につきまして、本年3月31日付けで条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第19号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」及び議案第20号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の改正に伴い、本年3月31日付けで条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第21号「専決処分の承認について（令和元年度白石町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、特別交付税、及び子ども・子育て支援臨時交付金の増額補正、それらに伴う基金への積立等に関する事、並びに新型コロナウイルス感染症対策経費につきまして、本年3月27日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

議案第22号「専決処分の承認について（令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、後期高齢者医療保険料の確定に伴う保険料及び広域連合への負担金につきまして、本年3月31日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

議案第23号「専決処分の承認について（令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、下水道事業収入 他会計補助金の減額につきまして、本年3月31日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上6件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、条例案件が1件ございます。

議案第24号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う傷病手当の支給につきまして、条例の改正を行うものでございます。

最後に予算案件が2件ございます。

議案第25号「令和2年度白石町一般会計補正予算（第1号）」

議案第26号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。

それぞれ充分にご審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容の説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

暫時休憩します。

休憩 9時40分

(担当課長の議案説明)

○小池武敏企画財政課長

議案第18号専決処分の承認について（白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明いたします。

本年4月1日付けで行いました組織機構改革で、「総合戦略課」を新たに設置いたしました。土地対策に関する業務を総合戦略課で行うこととしました。

これに伴いまして、企画財政課で所管をしておりました国土利用計画の審議会の庶務を、総合戦略課に移管することとしました。このことから、白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する必要性がありましたので、本年3月31日付けで専決処分により条例を改正しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

新旧対照表をお願いします。

第7条で、審議会の庶務を「企画財政課」から「総合戦略課」に変更するものです。

前ページに戻っていただきます。この条例の施行日は、令和2年4月1日の施行としております。

○久原浩文税務課長

議案第19号 「専決処分の承認について」をご説明申し上げます。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、白石町税条例等の一部を改正したのですが、この施行期日が令和2年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の条例改正で主な内容につきましては、「所有者不明の土地等に係る固定資産税の課題への対応等に係る改正」及び「平成から令和への改元に係る改正」であります。

それでは、専決処分書を5ページめくっていただき、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は17ページにわたっております。新旧対照表の17の1ページをご覧ください。

第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項は、給与所得者の扶養親族等申告書、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等、所要の措置を講ずることによる改正で、申告書の様式が変更されます。

17の2ページをお開きください。第48条第2項については、法人の町民税の申告納付に関する規定でありまして、租税特別措置法の改正にあわせ、項ずれによる項番号の変更を行ったものであります。

第54条は、固定資産税の納税義務者等に関する規定でありまして、第2項及び17の3ページの第4項は、地方税法の改正にあわせ、字句等の改正及び規定の整備を行ったものであります。

17の3ページの第5項は、法規定の新設にあわせて、所有者不明土地等について、使用者を所有者とみなすことができる規定を新たに追加するもので、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、固定資産税の納税義務者等が、調査を尽

くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合は、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定の新設となります。

第6項から17の5ページまでは、先ほどの第54条第5項の追加による項番号の変更（項ずれ）及び字句等の改正を行ったものです。

17の5ページをお開きください。第61条及び17の6ページの第61条の2は、地方税法の改正による項ずれに伴い字句の改正を行ったものであります。

17の6ページの第74条の3は、先ほど説明した第54条第5項の所有者不明土地等について、使用者を所有者とみなすことができる規定の新設にあわせて、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設です。

17の7ページをお開きください。第75条第1項は、固定資産に係る不申告に関する過料についての規定でありまして、法律の改正にあわせ、字句等の改正を行ったものであります。

第96条については、たばこ税の課税免除に関する規定でありまして、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化で、法律改正にあわせて改正するものです。

第98条第1項及び次のページ17の8ページの第131条第6項は、法律改正にあわせて、項番号の変更（項ずれ）の改正であります。

17の8ページの附則第6条及び17の9ページの附則第7条の3の2第1項については、平成から令和への改元対応の改正となります。

17の9ページの附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、平成から令和への改元対応とともに、適用期限が3年延長され令和6年度までとなる改正であります。

17の10ページをお開きください。17の10ページから17の12ページの附則10条の2については、地方税法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合（いわゆる、わがまち特例）を、地方税法の改正にあわせ規定の整備を行うものです。

17の12ページをお開きください。17の12ページから17の16ページの附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条及び附則15条については、平成から令和への改元対応の改正となります。

17の16ページをお開きください。第17条の2については、優良住宅地の造成等で土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、平成から令和への改元対応とともに、適用期限が3年延長され、令和5年度までとなる改正であります。

17の17ページをお開きください。附則第22条については、平成から令和への改元対応の改正となります。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

○川崎直住民課長

議案第20号及び第22号の専決処分の承認についての2議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

まず、議案第20号「専決処分の承認について 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日公布、4月1日施行に伴いまして、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和2年3月31日付けで専決処分をいたしました。

今回の改正は、3点の改正でございます。

まず、1点目は国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目は国民健康保険税の軽減措置の拡充、3点目は譲渡所得にかかる課税の特例が創設されたことによる所要の改正でございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の5分の1ページをお開きください。左側が現行条例、右側が改正案でございます。

まず、1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございますが、

「課税額」を規定している第2条第2項中、基礎課税額「61万円」を「63万円」に改め、第4項の介護納付金課税額「16万円」を「17万円」に改めるものでございます。さらに、第23条におきましても、「61万円」を「63万円」に「16万円」を「17万円」改めるものでございます。この、第2条と第23条の改正が「保険税の課税限度額」を引き上げるものでございます。

なお、据え置きとなりました後期高齢者支援金等課税額を含めた全体の国民健康保険税限度額は、改正前の96万円から改正後は99万円へ引き上げとなります。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。新旧対照表5分の2ページの5行目からの第23条第2号中、「28万円」を「28万5千円」に、また、5分の3ページの8行目からの第3号中、「51万円」を「52万円」に改めるものでございますが、これらは、国民健康保険税の5割軽減、また、2割軽減の対象となる所得基準額の算定における「被保険者数に乗ずる金額」を引き上げることによりまして、軽減措置の拡充を図るものでございます。

次に、3点目の譲渡所得にかかる課税の特例が創設されたことによる所要の改正でございます。新旧対照表5分の4ページ中段からの附則第6項及び5分の5ページ第7項中「第35条の2第1項」の後に「第35条の3第1項」を加えるものです。

今回の条例改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号「専決処分の承認について 令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、令和2年3月31日付けで専決処分を致したものです。

内容につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金について、広域連合から示された保険料賦課見込額により納付金の算定を行っておりましたが、令和元年度の保険料収入額が、広域連合から示された保険料賦課見込額を超え、納付金の予算額に不足が生じたため専決処分により補正を行ったものであります。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

既決の歳入歳出予算総額に81万9千円を追加し、補正後の予算額を3億2,917万2千円とするものでございます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入予算、1 款 後期高齢者医療保険料 特別徴収保険料を5,718千円増額し、普通徴収保険料を4,899千円減額し、後期高齢者医療保険料で819千円の増額補正をお願いするものです。

補正予算書 8 ページをご覧ください。

歳出予算、後期高齢者医療広域連合納付金で、819千円の増額補正をお願いするものです。

○小池武敏企画財政課長

議案第21号、専決処分の承認について（令和元年度白石町一般会計補正予算（第7号））につきまして、ご説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、令和2年3月27日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。なお、今回の補正予算につきましては、主には特別交付税の額の決定に伴う追加、及び、3月期におけるコロナウィルス感染拡大防止策として、小中学校の臨時休業に伴う所用の補正を行っております。

補正予算書の1 ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に8,189万9千円を追加し、補正後の予算総額を155億702万2千円とするものです。

次に歳入ですが、7 ページをお願いします。

10款地方特例交付金、2 項、1 目の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、元年度からの保育料の一部無償化に伴う交付金の額確定に伴う追加1,054万1千円を計上しております。なお、この追加分は、次のページの19款、2 項、1 目の財政調整積立基金繰入金の繰り戻しの財源としております。

11款地方交付税、1 項、1 目の特別交付税につきましては、元年度の決定額が、4億7,947万1千円となりまして、当初予算額4億円を差し引いた、7,947万1千円を補正計上しております。

次に、歳出ですが9 ページをお願いします。

2 款、1 項、5 目の財産管理費の財政調整積立基金7,947万1千円につきましては、特別交付税の追加分を同基金に積み立てることとし、基金の財源確保に努めているところ です。

次に、3 款、1 項、2 目障害者福祉費178千円及び、10ページの2 項、6 目子ども・子育て支援事業費225万円につきましては、コロナウィルス感染症拡大防止によ

る3学期の小中学校休業に伴います対応分の所用の補正を計上しております。なお、財源はすべて国庫支出金となります。詳細な説明は、担当課からいたしますので、省略をさせていただきます。

○片渕徹生活環境課長

議案23号「専決処分の承認について」ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第4号）」につきまして、令和2年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し承認を求めますのでございます。

令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第4号）の1ページをご覧ください。

（収益的収入及び支出）第2条の収入の既決予定額を補正するものです。1款 下水道事業収益 既決予定額11億3千255万4千円から4億5千589万7千円を減額し、6億7千665万7千円とするものです。

内容につきましては、下水道事業は、平成31年4月から公営企業会計へ移行しておりますが、移行前の特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水特別会計の減債基金及び維持管理基金を下水道事業会計へ引き継ぐこととし、その基金を他会計補助金として予算計上しておりましたが、会計上、予算には計上しないで引継金とすべきものであった為、減額補正をしております。

8ページの補正予算実施計画明細書をご覧ください。

1款 下水道事業収益 2項 営業外収益 4目 他会計補助金を4億5千589万7千円減額するものです。

○川崎直住民課長

議案第24号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により、給与等の支払いを受けられない被用者に対し、傷病手当金を支給するため、規定の追加を行うものです。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表2分の1ページをご覧ください。

附則第4項から第6項では新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定しております。

第4項では、支給対象者を新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により、給与等の支払いを受けられない被用者とし、支給期間を勤務出来なくなった日から起算して3日目からとするものでございます。

次に第5項では、直近3月の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じた金額を、1日当たりの支給額とするものでございます。

次に2分の2ページをご覧ください。

次に第6項では、支給期間の限度について1年6月までとするものでございます。

次に第7項から第9項では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与との調整について規定しております。

第7項では、給与等を受け取ることができる者には支給せず、支給額が第5項で算定される額より少ないときは差額を支給することとしております。

第8項では、受け取ることが出来たであった給与等を受け取ることが出来なかった場合の傷病手当金を支給することとしております。

第9項では、第8項の規定により支払った傷病手当金について、事業主から徴収することとしております。

なお、改正後の条例は公布の日から施行し、附則第4項から第9項までの規定は、令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合適用することとしております。

○小池武敏企画財政課長

議案第25号、令和2年度白石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に23億8,133万1千円を追加し、補正後の予算総額を168億7,433万1千円とするものです。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の緊急経済対策を含めまして、本町独自の町民の皆様に対する支援策として、緊急の補正予算をお願いするものです。

ここで、その概要をご説明いたします。

今回は、別紙でお配りしております主要事項内容説明書によりご説明いたします。

まず、国の緊急経済対策関連予算を説明します。

1ページをお願いします。

特別定額給付金給付事業として、22億9千万円をお願いしております。国の方から、生活支援のため国民一律に、10万円を給付する事業です。事業費が、事務費を合わせて、22億9千万円となります。

次に、3ページをお願いします。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、2,954万4千円をお願いしております。子育て世帯の生活支援のため、児童手当受給世帯について、対象児童1人につき、1万円を給付する事業です。事業費が、事務費を合わせて、2,954万4千円となります。

以上、2事業の財源は、全額、国庫支出金となります。

次に、本町独自の支援策としまして、3本の柱を立てさせていただいております。

まず、4ページをお願いします。1本目としまして「ふるさと飲食店応援事業」として、2千万円をお願いしております。

町内の飲食店の方が、今回の外出自粛の影響により、売り上げが激減されるなど特に、大きな影響を受けておられます。今後の事業の下支えと再起の糧としていただくために、町内の飲食店、1店舗につき、一律20万円を支給するものです。

次に、2ページをお願いします。

2本目としまして「しろいし応援団」限定プレミアム商品券2,020発行事業として、4千万円をお願いしております。落ち込んだ町内の事業者の方の売り上げ向上と、町民の方の町内での購買促進を図るため、町内限定のプレミアム付き商品券を、商工会を通じて、発行するものです。

なお、この2事業の事業費が、合わせて6千万円となり、財源としまして、振興基金の取崩しで財源を確保しております。

次に、5ページをお願いします。

3本目としまして、歳入での学校給食費につきまして、徴収金6,718万9千円の減額を行うものです。今回、学校が断続的に休業となっており、保護者の方には、仕事の休業を余儀なくされている方もおられ、経済的負担も増加しております。現在、小学校6年生、中学3年生を対象に実施しております、学校給食費の無償化を拡大して、今年度に限り全学年を対象とすることとし、保護者の生活支援を行うため、所用の補正をお願いするものです。

6ページをお願いします。

センター給食運営費178万7千円お願いしております。学校給食費の全学年完全無償化で、町外の学校に通われている児童生徒には、給食費相当分を補助するものです。給食費の無償化拡大に伴います総事業費は、6,897万6千円となりまして、財源としまして、地域福祉基金の取崩しで財源確保をしております。

○川崎直住民課長

議案第26号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

内容につきましては、傷病手当金について追加の補正を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症に感染したことなどによる休業者数を感染者数の10倍と仮定し、仮定した休業者数の佐賀県人口に占める割合を基に本町での休業者数を予想し、本町人口に占める国保被保険者割合を乗じて国保被保険者の休業者数を予想しております。予想した休業者に対し、一日当たり支給額を2週間支給することし補正額を算定しております。

補正内容につきまして、ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

既決の歳入歳出予算額の総額にそれぞれ80万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ34億2,880万円とするものです。

まず、歳入ですが、7ページをご覧ください。7款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金で、80万円を追加し補正後の予算額を24億7,791万6千円とするものです。

次に、歳出ですが8ページをご覧ください。2款保険給付費 6項傷病手当金 1目傷病手当金で80万円を追加し、補正後の予算額を80万円とするものです。

再開 11時33分

日程第4

○片渕栄二郎議長

再開します。

日程第4、議案第18号、「専決処分の承認について 白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありますか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第18号、「専決処分の承認について 白石町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第18号は、承認することに決定しました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第19号、「専決処分の承認について、白石町税条例等の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

これより、議案第19号、「専決処分の承認について、白石町税条例等の一部を改正する条例について」採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第19号は承認することに決定しました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第20号、「専決処分の承認について、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第20号、「専決処分の承認について、白石町国民健康保険税の一部を改正する条例について」採決をします。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第20号は、承認することに決定しました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第21号、「専決処分の承認について、令和元年度 白石町一般会計補正予算第(7号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第21号、「専決処分の承認について、令和元年度 白石町一般会計補正予算第(7号)」を採決します。

(起立確認)

よって、議案第21号は、承認することに決定しました。

日程第 8

○片渕栄二郎議長

日程第 8、議案第 22 号、「専決処分の承認について、令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（ありませんとの声）

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

（ありませんとの声）

「討論なし」と認めます。

これより、議案第 22 号、「専決処分の承認について、令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立確認）

起立全員です。

よって、議案第 22 号は、承認することに決定しました。

日程第 9

○片渕栄二郎議長

日程第 9、議案第 23 号、「専決処分の承認について、令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（ありませんとの声）

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか

（ありませんとの声）

「討論なし」と認めます。

これより議案第 23 号、「専決処分の承認について、令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立確認）

起立全員です。

よって、議案第 23 号は、承認することに決定しました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第24号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより、議案第24号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第25号「令和2年度 白石町一般会計補正予算 第1号」について議題とします。

質疑ありませんか。

○川崎一平議員

ふるさと飲食店応援事業説明資料の4ページですね。これで書いてありますように目的第一にですね、新型コロナウイルスによる感染拡大、この新型コロナウイルスによる影響ということを書いています。これはですね、飲食店、私の受け止め方としてはまず第一に、飲食店を少しでも助けようというところから始まっていると思います。この町内新型コロナウイルスに対しましてはですね、飲食店のみならず他の業種の方々にももちろん、おそらく町民全員の方がですね、少なからず影響を受けられると思います。

この商工会、商工観光に関してはですね今後もですね、このへん手厚い支援これをですね、飲食店からさらにほかの業種へと広げて第二手、第三手を考えていただきたいというふうに思いますけれども、そのへん今後どうお考えでしょうか。

○田島健一町長

本町においては先ほど議員申されますように、ふるさと飲食店応援事業というのを町としてお願いをしている訳でありますけれども県においても飲食関係をですね、第一弾として施策を打ち出されているところをございまして、本町といたしましても県に準ずる形で早く手を打たないといけない、県もちょっと時間がかかるというようなことをございまして、本町においてはですね1日でも早くと県が支援される前までにやっつけてしまおうということで先ほど課長も答弁したいと思いますが、もう連休も使いながら第一弾だったら8日にでも支給できるというようなことでやっぱりつなぎというところもあったわけをございましてですね、まずは、県に準じて商工関係特に飲食関係の方が一番今のところ疲弊しているということをございまして、そうさせていただきますところをございまして。これで終わりというわけということじゃなくて、県においても第二弾、第三弾を打ち出されております。そういうことで本町においてもですねこれを第一弾とっておりまして第二弾、第三弾もですね随時議員の皆さん、町民の皆さんの話も伺いながらですね打っていかねばいけないんじゃないかなというふうに思っているところをございます。

以上をございます。

○片淵栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより議案第25号「令和2年度 白石町一般会計補正予算（第1号）」について採決します。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第12

○片淵栄二郎議長

日程第11、議案第26号「令和2年度 白石町国民健康保険特別会計予算（第1号）」について議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより議案第26号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案26号は、原案のとおり可決されました。

日程13及び日程第14

○片渕栄二郎議長

日程第13、報告第1号及び日程第14、報告第2号の「専決処分の承認について、和解及び損害賠償額の決定について」の担当課長の議案内容の説明は、文書によりこれに代えます。

なお、この文書は、議案の内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。以上で今臨時会に付された案件は、終了しました。

これをもちまして、令和2年第3回白石町議会臨時会を閉会いたします。

全員起立

一同、礼。

お疲れ様でした。

(担当課長の議案説明)

○喜多忠則建設課長

報告第1号「専決処分の報告について」ご報告いたします。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により、和解及び損害賠償額の決定について処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書をご覧ください。

町が管理する有明地域の町道三番搦線で発生した道路管理上の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の確定について、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により次のとおり専決処分をいたしております。

専決日については令和2年2月27日であります。

1、相手方はここに記載してある方でございますが、2、和解の内容及び賠償額ですが、相手方の農機具の損害賠償金としては、町は(2)の損害賠償額5万2,000円を支払

うものであります。

事故の概要については、令和元年10月27日、日曜日の夕刻（午後4時30分頃）、積載車のトラックに乗用管理機を積載した状態で、町道三番搦線を時速20キロメートル程度で徐行しながら、北の方向に向かって通行中に、当該町道に隣接する県管理の廻里江排水機場の敷地内に植栽されている樹木の一部が町道敷に達して生えていた枝木に乗用管理機の片方のブームノズルに接触し、破損したものです。

なお、農機具の損害賠償額については、全国町村会総合賠償補償保険で補填しております。

報告第2号「専決処分の報告について」ご報告いたします。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により、和解及び損害賠償額の決定について処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書をご覧ください。

町が管理する福富地域の町道新渡線で発生した道路施設の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の確定について、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により次のとおり専決処分をいたしております。

専決日については令和2年4月17日であります。

1、相手方はここに記載してある方でございますが、2、和解の内容及び賠償額ですが、相手方の車両の損害賠償金としては、町は(2)の損害賠償額8万8,000円を支払うものであります。

事故の概要については、令和2年3月22日、日曜日の午後7時30分頃、自家用車で町道を北方向に向かって走行中に、道路路面に直径約60センチから70センチ、深さ約10センチ程度のポットホールがあるのに夜間であったため気づかず、乗用車の右前輪のタイヤ及びタイヤホイールが破損したものです。

なお、乗用車の損害賠償額については、全国町村会総合賠償補償保険で補填しております。

11時58分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年5月1日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 小 柳 八 束